

労働安全衛生法及びじん肺法の一部改正案の概要（案）

第1 労働安全衛生法の一部改正

1 新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務に従事する労働者に対する面接指導等

（1）事業者は、その労働時間が厚生労働省令で定める時間を超える労働者（新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務に従事する者に限る。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならないものとする。

※ 労働時間について、一週間当たり四十時間を超えた場合のその超えた時間が一月当たり百時間を超えた労働者について面接指導を実施すべき旨を厚生労働省令で定めることとする。

（2）（1）の労働者は、（1）の面接指導を受けなければならないものとする。

（3）事業者は、1の面接指導の結果の記録、当該面接指導の結果に基づく必要な措置についての医師の意見の聴取、及びその必要があると認める場合の就業場所の変更、職務内容の変更、有給休暇（年次有給休暇を除く。）の付与、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければならないものとする。

※ その他の面接指導に係る事項として、一及び第六十六条の八の面接指導制度に関し、全ての労働者を対象として、労働時間の把握について、客観的な方法その他適切な方法によらなければならないものとする旨を厚生労働省令で定めることとする。

※ その他の面接指導に係る事項として、第六十六条の八の面接指導の対象となる時間要件について、厚生労働省令を改正し、一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり八十時間を超えた場合とする。

2 産業医・産業保健機能の強化

① 産業医の活動環境の整備

(1) 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならないものとする。

※ 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めなければならない旨を厚生労働省令で定めることとする。

(2) 事業者は、産業医の勧告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該勧告の内容その他の厚生労働省令で定める事項を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならないものとする。

※ 産業医は、勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の内容について、事業者の意見を求めなければならない旨を厚生労働省令で定めることとする。

※ 事業者は、産業医の勧告を受けたときは、当該勧告の内容及び当該勧告の内容を受けて講じた措置の内容を記録し、これを保存しなければならない旨を厚生労働省令で定めることとする。

(3) 産業医を選任した事業者は、その事業場における産業医の業務の内容その他の産業医の業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならないものとする。

(4) 第十三条の二に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者は、その事業場における同条に規定する者の業務の内容その他の同条に規定する者の業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させるように努めなければならないものとする。

※ (3) 及び (4) の厚生労働省令で定める事項について、産業医又は第十三条の二に規定する者の業務の内容、産業医又は同条に規定する者への健康相談の申出方法及び産業医又は同条に規定する者の労働者の心身の状態に関する情報の取扱方法とする旨を厚生労働省令で定めることとする。

※ (3) 及び (4) の厚生労働省令で定める方法について、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付けること、書面を労働者に交付すること又は磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置することとする旨を厚生労働省令で定めることとする。

(5) 事業者は、産業医又は第十三条の二に規定する者による労働者の健康管理等の適切な実施を図るため、産業医又は同条に規定する者が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

※ その他の産業医の活動環境の整備に係る事項として、事業者は、産業医を解任したとき又は産業医が辞任したときは、その旨及びその理由を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない旨を厚生労働省令で定めることとする。

※ その他の産業医の活動環境の整備に係る事項として、事業者が産業医に与えなければならない産業医の具体的な権限を厚生労働省令で例示することとする。

② 産業医に対する情報提供等

- (1) 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならないものとする。
- (2) 第十三条の二に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者は、同条に規定する者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の同条に規定する者が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供するように努めなければならないものとする。
※ (1) 及び (2) の厚生労働省令で定める情報について、第六十六条の五第一項等による就業上の措置の内容（措置を講じていない場合には、その旨及びその理由）、一週間について四十時間を超えて労働した場合におけるその超えた時間が一月当たり八十時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報並びに労働者の業務に関する情報であって産業医又は第十三条の二に規定する者が当該労働者の健康管理等を行うために必要と認めるものとする旨を厚生労働省令で定めることとする。
- (3) 事業者は、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならないものとする。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでないものとする。
- (4) 事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないものとする。
- (5) 厚生労働大臣は、(3) 及び (4) の事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- (6) 厚生労働大臣は、(5) の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができるものとする。
※ その他の産業医・産業保健機能の強化に係る事項として、事業者は、衛生委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容を記録し、これを保存しなければならない旨を厚生労働省令で定めることとする。

3 罰則

1の(1)に違反した事業者については、所要の罰則を科すものとする。

4 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第2 じん肺法の一部改正

1 労働者の心身の状態に関する情報の取扱い

- (1) 事業者は、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならないものとする。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでないものとする。
- (2) 事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないものとする。
- (3) 厚生労働大臣は、(1)及び(2)の事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- (4) 厚生労働大臣は、(3)の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができるものとする。

2 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。